

○ 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年^{総理府}大蔵省^{労働省}令第八号）

改正案			現行		
（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令） 第二条 法第九十四条第二項及び労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第七条第一項において読み替えられた法第九十四条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める労働金庫又は労働金庫連合会（以下「金庫」という。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。			（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令） 第二条 法第九十四条第二項及び労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第七条第一項において読み替えられた法第九十四条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める労働金庫又は労働金庫連合会（以下「金庫」という。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。		
自己資本の充実の状況に係る区分	命令		自己資本の充実の状況に係る区分	命令	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第二区分 単体自己 資本比率 一パーセ	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 一〇六 (略)		第二区分 単体自己 資本比率 一パーセ	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 一〇六 (略)	

2 銀行法第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。		
(略)	(略)	(略)

2 銀行法第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。		
(略)	(略)	(略)

2 銀行法第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。		
(略)	(略)	(略)

2 銀行法第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。		
(略)	(略)	(略)

3・4 (略)	(略)	第二区分
	(略)	連結自己 資本比率
	(略)	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 一〇八 (略) 九 法第五十八条第二項第七号から第二十三号までに掲げる業務及びこれに付随する業務若しくは同条第七項各号に掲げる業務又は法第五十八条の二第一項第五号から第二十一号までに掲げる業務及びこれに付随する業務若しくは同条第三項各号に掲げる業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 十 (略)
3・4 (略)	(略)	第二区分
	(略)	連結自己 資本比率
	(略)	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 一〇八 (略) 九 法第五十八条第二項第七号から第二十一号までに掲げる業務及びこれに付随する業務若しくは同条第七項各号に掲げる業務又は法第五十八条の二第一項第五号から第十九号までに掲げる業務及びこれに付随する業務若しくは同条第三項各号に掲げる業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 十 (略)

附 則

この命令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。